

－ 5 農水商工部

(単位:千円)

細事業名 (必要に応じ、検討対象となっている内容を( )書きで記入しています)	補助事業概要	「廃止」 「見直し」 の別	見直し内容	平成17年度当初予算額 (見直し対象となっている項目の予算額)		平成18年度当初予算額 (見直し対象となっている項目の予算額)	
				事業費	県費	事業費	県費
基盤整備促進事業費補助金	地域の特性に応じて、農地の汎用化等の高度利用を行うためのきめの細かい整備を機動的に推進するとともに、農用地の利用集積の加速的な推進を図る。 (県単上乘せ分) 補助率:国50% 県10% その他40% ・土地改良法に県の関与が明記されている。ただし、要綱上の県負担率は任意	見直し	県単補助金の見直し方針に基づき、新規地区5%カット(但し10%を下限とする)	159,995	27,271	178,791	31,190
農地等高度利用促進事業費補助金	地域の特性に応じて、農地の汎用化等の高度利用を行うためのきめの細かい整備を機動的に推進するとともに、農用地の利用集積の加速的な推進を図る。 (県単上乘せ分) 補助率:国50% 県10% その他40% ・土地改良法に県の関与が明記されている。ただし、要綱上の県負担率は任意	見直し	県単補助金の見直し方針に基づき、新規地区5%カット(但し10%を下限とする) (なお、今後は基盤整備促進事業費補助金として対応する。)				
県単土地基盤整備事業費 [旧 麦・大豆づくりスケールアップ事業費補助金]	国庫補助事業に該当しない小規模な土地改良事業と施設の維持管理を目的とした土地改良施設整備補修事業に対する助成を行う。 補助率:県30～50% その他50～70% ・土地改良施設整備補修事業については、国要綱に県の関与・負担率が明記されている。その他事業については負担率任意。	見直し	国の要綱において、県の関与・負担率が明記されている「土地改良施設整備補修事業」以外の事業について、5%カット及び、麦・大豆づくりスケールアップ事業費と統合	152,469	152,469	126,308	126,308
松阪地域里地づくり実践事業費補助金	松阪地方県民局の所管区域において、生態系に配慮した農業基盤整備を推進し、自然と共生する個性ある地域づくりの推進を図る。	廃止		860	860	0	0
団体営かんがい排水事業費	農業水利施設管理の省力化を実現するため、農業水利システムの計画を策定する。	見直し	国の要綱改正により「土地改良施設修繕保全事業」が廃止されたことに伴い今回変更する。	45,100	8,959	22,400	0
市町村営広域漁港整備事業費	一部第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港等の計画的な整備による、水産物の生産・流通の拠点づくりを推進し、県民のニーズに的確に対応した水産物の安定供給に資する。 (県単上乘せ分) 補助率:国50～60 県35～40 市町村15～0 要綱上県の負担率は任意	見直し	5%カット (ただし魚礁整備については国の要綱において県の負担率について明記されているため、従来どおりの補助率とする。)	138,250	54,875	209,200	76,725
市町村営地域水産物供給基盤整備事業費	共同漁業権の区域内等地方の漁場と密接に関連する第1種漁港及び一部第2種漁港等を計画的且つ一体的に整備し地域における水産資源の維持増大と水産物の生産機能の増大を図り県民のニーズに的確に対応した水産物の安定供給と漁業地域の活性化に資する。 (県単上乘せ分) 補助率:国50～55 県25～35 市町村15～25 要綱上県の負担率は任意	見直し	5%カット (ただし魚礁整備については国の要綱において県の負担率について明記されているため、従来どおりの補助率とする。)	421,242	144,507	464,300	122,525
市町村営漁港漁場機能高度化事業費	漁港漁場施設を総合的に維持、補強もしくは改良することにより漁港漁場施設の利用を増進させるとともに、水産資源の生息環境の保全等、既存漁港漁場施設の機能の高度化、多機能利用の増大を図る。(県単上乘せ分) 補助率:国50 県25 市町村25 要綱上県の負担率は任意	見直し	5%カット	69,300	23,400	43,100	12,550

市町村営漁場環境保全創造事業費	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善及び一定期間の採捕の制限等による資源保護のための施設の整備により水産資源の生息環境の保全・創造に資することを目的とする。 (県単上乘せ分) 補助率 国50 県25 市町村25 要綱上、県補助が必要であるが、負担率については任意。	見直し	5%カット	15,400	5,200	21,600	* 6,300
市町村営漁港海岸保全事業費	津波・高潮・波浪等による被害から海岸を防護し国土の保全に資するとともに、魅力ある海岸環境の保全と創出を図るため海岸保全基本計画に基づき施設整備を行う 補助率 国1/3～2/3 県17/60～17/30 市町村3/60 1/10 要綱上県の負担率は任意	見直し	5%カット	169,380	165,490	133,360	* 129,855
漁業集落環境整備事業費	漁業の振興を図るためその基盤である漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に整備する。 (県単上乘せ分) 補助率 国50 県15 市町村35 要綱上県の負担率は任意	見直し	5%カット(下水処理施設を除く) * 下水処理施設については、平成17年度より 貯債の償還助成として事業費の8.25%以内を助成する」とした見直しが行われている。	238,800	10,800	245,400	* 12,350
漁村総合整備事業費	水産業の基盤となる漁港・漁場の整備と生活環境の改善、都市との交流促進、高齢者等福祉に資する施設の整備を地域特性に応じて組み合わせて実施する。(現在、事業休止中) (県単上乘せ分) 補助率 国1/2 県1/4 市町村1/4 要綱上県の負担率は任意	見直し	5%カット	0	0	0	0
市町村営漁港環境整備事業費	漁港における景観の保護、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、植栽、休憩所、運動施設、親水施設等の整備を行う。(現在、事業休止中) (県単上乘せ分) 補助率 国1/2 県1/4 市町村1/4 要綱上県の負担率は任意	見直し	5%カット	0	0	0	0
団体営農村振興総合整備事業費	地域の多様なニーズに応じた農業基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。 (県単上乘せ分) 補助率 国50%、県15%、その他35% -土地改良法関係については、法により県の関与が明記されている。 ただし、要綱上の県補助率は任意。	見直し	新規地区 5%カット (H18は新規地区なし)	216,767	51,761	170,000	* 40,625
団体営農村総合整備事業費	農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に実施するとともに、併せて都市と農村の交流促進のための条件整備等を行う事業を実施する。 (県単上乘せ分) 補助率 国50%、県20～15%、その他30～35% -土地改良法関係については、法により県の関与が明記されている。 ただし、要綱上の県補助率は任意。	見直し	新規地区 5%カット (H18は新規地区なし)	197,200	47,125	210,800	* 50,375
団体営中山間地域総合整備事業費	農村活性化総合整備計画に基づき、弾力的、総合的な農業生活基盤、生活環境基盤の整備を実施する。 (県単上乘せ分) 補助率 国55%、県20%、その他25% -土地改良法関係については、法により県の関与が明記されている。 ただし、要綱上の県補助率は任意。	見直し	新規地区 5%カット (H18は新規地区なし)	148,200	40,375	120,120	* 32,725
農水商工部計				1,972,963	733,092	1,945,379	641,528

\* 財政調整基金から繰入